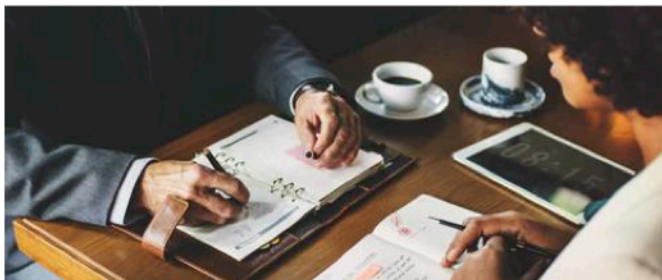


助成金
申請可

社外プロメンター・サービスのご提案

正社員を雇用する全国企業を対象に、厚生労働省の「人材確保等支援助成金」が平成30年4月1日から始まりました。目標達成 助成金として最大で72万円。社員の離職率低下(目標値は3%～15%*)を目的とし、「メンター制度」「評価・処遇制度」「研修制度」「健康づくり制度」「短時間正社員制度(保育事業主のみ)」の5つの制度のうち、1つ以上の実施が条件となります。メンター制度の具体策として社外メンターサービスの提供を行っています。

※社員30人未満は10%など会社規模ごとに離職率の目標値が定められています。



企業に広がる「メンター制度」とは？そのメリットとデメリット。

メンター制度は、1970年代にアメリカで導入が始まった制度で、日本においても企業規模を問わず急速に普及が進んでいます。メンターとは本来的にはメンタリストのことを指しますが、現状は直属の上司ではない他部門の先輩を指し、社員の仕事や職場の問題をサポートするという意味合いとして捉えられており、社員のモチベーションアップによる生産性の向上や離職率の低減、社内コミュニケーションの活性化に寄与する制度とされています。

一方、メンターのアドバイスがメンターである社員の資質に左右されること、またメンターに本来必要なメンタリングメソッドを持ち合わせていないこと・指導・育成に多大な時間と労力がかかることから、なかなか 成果があがらない等の声もあることが実情です

メンター制度のメリット

- ✓ 社員のモチベーションアップ。
- ✓ 離職率の低減、生産性向上に寄与。
- ✓ 社内コミュニケーションの活性化

メンター制度のデメリット

- ✓ 先輩社員の資質に左右されがち。
- ✓ メンターの指導と育成にコストがかかる。
- ✓ 制度をつくっても効果を出すのが大変

貴社のメンター制度に、社外プロメンターで答えを。

MENTOR WORKOUT

メンターワークアウトは、一人一人の自発力を覚醒させる石堂株式会社の強みを活かした社外プロメンター・サービスです。メンター制度の導入を検討されている 企業に向けて、プロのメンタリングメソッドを持つメンタリストが(国家資格のキャリアコンサルタントも保持)が社外メンターとしてプロのメンタリングを実施いたします。社内にメンターとして対応できる社員がいない。メンターの 社員教育を行う余裕がない。メンター制度を導入したものの、うまく機能していない。このようなメンター制度のお悩みにも、具体策として当社サービスをご提案いたします。

MTNTOR WORKOUTの5大特長

- ✓ 希少なメンタリングメソッドを持つプロが担当。
- ✓ 若手のメンタリングの実績が豊富。
- ✓ アウトソーシングなので導入がスピーディ。
- ✓ 当サロンで実施。会議室のご用意は不要。

導入支援の3大サポート

- 「人材確保等支援助成金」申請をサポート。
わずか3ステップでスピード導入が可能です。
- ✓ 雇用管理制度整備計画書の策定支援
 - ✓ 就業規則の追記変更の支援
 - ✓ 従業員への事前説明会実施の支援

*当社で導入アドバイスをいたします。労務を代行するものではありません。
*労働局等への書類提出は貴社にてご対応をお願いいたします。

Q. 外部メンターの利用でも助成金対象になりますか？

A. はい、対象になります。メンタリングに関する知識、スキルを有しており、メンターとして適当な者であることが条件となります。当社では、国家資格のキャリアコンサルタントがプロのメンターとして対応いたします。

Q. 助成金にはどのようなことが条件にありますか？

A. メンター制度の導入にあたり、7つの条件が定義されています。詳細は、厚生労働省のホームページをご参考ください。

Q. 全社員が受けなくてはなりませんか？

A. 対象者を絞ることが可能です。一般的に離職率が高いといわれる若手社員を対象に実施することを推奨いたします。

Q. 交通費は本人負担でよいですか？

A. 当サロンへの往復交通費は会社でのご負担をお願いします。

Q. 成果に対する保証はありますか？

A. 安価の価格設定としてますため、成果保証はいたしておりません。

- 時間:1回あたり60分
- 方式:マンツーマン方式による対面でのメンタリング
- 期間:開始月から1年間(月1回、計12回)
- 日程:当社の指定制(※随時変更可能)
- 場所:城山トラストタワー27階 東京都港区虎ノ門4-3-1
- 最寄:神谷町駅から徒歩2分、六本木一丁目駅から徒歩4分

*毎月当社指定日にご来訪いただけます。ご都合が悪い場合には、専用サイトから日程変更が可能です。前日までの変更は何回でも可能です。ただし、当日キャンセルは料金が発生いたします。
*中途入社や退職等により、対象社員に増減がある場合には前月15日までに申し出ください。
*お支払い方法は、指定の銀行口座からの自動引落とします。
*当社では、国家資格のキャリアコンサルタントがメンタリングを行っておりますため、職業能力開発促進法により、守秘義務・信用失墜行為の禁止義務が課せられています。このため、個別に「機密保持契約書」の取り交わしは行っていませんことをあらかじめご了承ください。(職業能力開発促進法第2条第5項、職業能力開発促進法第30条の2第2項より。)

お問い合わせ先：03-5403-4830 / contact@mentorworkout.com